

会議記録

会議名称	北本市第四期障害福祉計画策定委員会（第1回）
開会及び閉会日時	平成26年9月24日（水） 午後2時00分（開会）～午後4時15分（閉会）
開催場所	北本市役所 委員会室1
議長氏名	新井保好会長
出席委員氏名	新井保好会長、平尾良雄副会長、赤沼幹江委員、田島和生委員、長島幸枝委員、加藤昭夫委員、坂本輝之委員、佐川まこと委員、須藤貴子委員、唐住尚司委員、加藤功委員
欠席委員氏名	鈴木洋行委員
説明者の職氏名	保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主査 山本真哉
事務局職員職氏名	保健福祉部障がい者福祉課長 江口 誠 保健福祉部障がい者福祉課障がい者給付担当主幹 藤浪和也 保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主幹 渡久山英子 保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主査 山本真哉
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱書の交付</li> <li>3 あいさつ（加藤保健福祉部長）</li> <li>4 各委員自己紹介</li> <li>5 会長・副会長選出</li> <li>6 会長・副会長あいさつ</li> <li>7 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）計画の概要</li> <li>（2）策定スケジュール</li> <li>（3）アンケート調査票について</li> <li>（4）その他</li> </ol> </li> <li>8 閉会</li> </ol>

配布資料	<p>【事前配布】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「第二次北本市障害者福祉計画中間年の見直し」</li> <li>2 「北本市第三期障害福祉計画」</li> <li>3 「第二次北本市障害者福祉計画改定及び北本市第三期障害福祉計画策定のための障害者実態調査 報告書」</li> </ol> <p>【当日配布】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北本市第四期障害福祉計画策定委員会設置規程</li> <li>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</li> <li>3 北本市第四期障害福祉計画 計画の位置付け</li> <li>4 第4期障害福祉計画に係る国の基本方針の見直しについて</li> <li>5 北本市第四期障害福祉計画策定スケジュール（案）</li> <li>6 北本市における障がい者福祉関係データ</li> <li>7 福祉についてのおたずね《調査ご協力のお願ひ》（案）</li> </ol>
------	--

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開会（江口障がい者福祉課長） 2 委嘱書の交付（加藤保健福祉部長） 3 あいさつ（加藤保健福祉部長） 4 各委員自己紹介 5 会長・副会長選出 互選により、会長には新井保好委員、副会長には平尾良雄委員が選出された。 6 会長・副会長あいさつ 7 議事 (1) 計画の概要 (資料に沿って説明)
新井会長	<p>この委員会では、「北本市第四期障害福祉計画」を策定する。この計画は、平成24年度から26年度までの計画である「北本市第三期障害福祉計画」に続く、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とする障害者施策の「実施計画」である。平成19年度から28年度までの「第二次北本市障害者福祉計画」の「基本計画」に対し、この「実施計画」は、アンケート調査等で利用者の意向を把握し、供給量等の体制を踏まえながら、サービスの数値目標等の具体的な施策を定めるものである。</p> <p>事務局の説明に対して、疑問点、意見、感じたこと等があればお話しいただきたい。初回なので、一人ずつそれぞれの立場で、お話しいただきたい。</p>
赤沼委員	<p>初めての参加で、聞くことがすべて新しい。皆さんの意見を参考にしたい。</p>
田島委員	<p>福祉サービスの利用者が一般の企業へどのくらい就職しているのか。平尾副会長は市の福祉の様々な面を把握していると思うので、問題点をどのように解決したらよいかをお聞きしたい。</p>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
長島委員	<p>「北本市手をつなぐ親の会」を母体にNPO法人（北本市手をつなぐ育成会）を立ち上げ、理事を務めている。市内の障がい者施設は、あと数年で定員がいっぱいになってしまう。特別支援学校の生徒の受け皿がなくなってしまう恐れがある。今はいいが、将来どうすればいいのか。</p>
加藤(昭)委員	<p>身体障害者福祉会の会長をしているが、会員が高齢のため亡くなって、減ってきている。会員も、平成14年度あたりまでは200名ぐらいは集まっていたが、現在、50名を割っていて、活動も少なくなってきた。地区の役員が亡くなると、手がまわらなくなって余計に会員が減ってくる。年会費として500円をいただいているが、所在確認の意味でいただいているような状況だ。社会福祉協議会から補助金をいただいているが、会員が少なくて返還している状況である。市内には体の不自由な方が結構いるようで、会へのお声かけをしてみるが、会社に勤めていた時に脳梗塞などになった方ではプライドがあって、入ってもらえない。自分は偉かったというのが見えてやりづらく、声もかけられない。そういう人が何件か続くと話ができなくなる。会社勤めをされていた方は地位が上と考える方が多いようで、そうなると障がい者は地位が低いのかと考えてしまう。イベントを楽しみにしている会員もいて、会長としては会を存続させたいが、年々厳しくなってきた。</p>
坂本委員	<p>前回の第三期障害福祉計画の策定委員会にも出席した。今回は第四期計画となるが、第三期計画の数値目標は達成されたのか。</p>
新井会長	<p>次回の策定委員会までに、事務局で第三期計画までの数値目標に対する実績をまとめ、また、アンケート調査の内容を踏まえ、第四期計画の数値目標を立てたものを、事前に資料として配布する予定である。その上で、次回の策定委員会で議論することになる。</p>
唐住委員	<p>要望が二つある。  一つは、障がい者の法定雇用率が上がったことにより、私たちのような重度障がい者でも就労のチャンスはあるのか。就労できるような体制の整備をお願いしたい。PDCAサイクルで、今の計画が今度の計画にどのように反映するのか興味がある。  もう一つは、首都圏直下型地震が、今後30年間の間に70パーセントの確率で発生するといわれている。我々のような障がい者はどのように命を守っていけばいいのか。障がい者が安心して生活できるような体制作りをしてほしい。</p>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新井会長	就労、防災について、事務局ではどのように考えているのか。
事務局	<p>まず、就労については、障がい者福祉課内に「障がい者就労支援センター」を設置し、ハローワーク、埼玉県障害者雇用サポートセンター等と連携し、障がい者の法定雇用率の改定に伴い、障がい者の就労に向けた体制のさらなる強化を図っているところである。軽度の障がい者の就職率が高いが、今後は重度の障がい者の雇用率の向上も図っていききたい。</p> <p>続いて、防災については、事前配布資料「第二次北本市障害者福祉計画中間年の見直し」76ページに「3. 防災・防犯体制の確立」として記述している。「北本市地域防災計画」（くらし安全課所管）を策定し、災害時要援護者の安全確保対策の一層の充実を図ることとされている。</p>
加藤(功)委員	<p>今年3月まで防災担当の課長（くらし安全課長）を務めていた。首都圏直下型地震の件については、唐住委員のおっしゃるとおりである。事務局から発言のあったとおり、災害時要援護者については、策定した「北本市地域防災計画」、策定予定の「要援護者支援計画」、市内に2か所設けた福祉避難所等で対応していくこととなる。また、市内に発電機も配備しており、ガソリンスタンドとも災害時に協定を結んでおり、要望に対応できるものと考えている。</p>
坂本委員	異常気象による災害への対応はどうするのか。
新井会長	それも防災計画等で対応するのではないか。
加藤(功)委員	そのとおり。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
佐川委員	<p>精神障がい者の家族会と本人とのつながりの中で感じたことを話したいと思う。精神の病気の代表的なものとして統合失調症があるが、特徴として本人に十分な自覚がなく、家族も表に出したからないためか、社会的に認知されづらい。少子高齢化社会の中で、家族（特に親）が高齢化すると、ますます本人の社会参加の機会が少なくなってしまう。親亡き後、本人が社会で自立できる仕組みがますます必要となると考える。</p> <p>また、精神の病気は治ってきたとしても、「完治」とはいわず、「寛解」（問題ない程度まで症状が回復している状態）といわれる。しかし、「寛解」の状態から悪化して入院になる可能性もある。そのため、日常的に支援できる仕組みが必要であると考え。他の障がいについてもそうだが、本人と本人の介護をしている家族の支援も必要なのではないか。今回の計画策定のためのアンケート調査では、3障がい（身体・知的・精神）の手帳所持者を対象とするようだが、何の手帳も所持していない引きこもりの方等社会活動ができていない方の意見を聴く必要もあるのではないか。</p>
新井会長	<p>社会活動ができていない方については、具体的に把握することが難しいため、アンケート調査の対象者については、あくまでも手帳所持者とせざるを得ない。</p>
須藤委員	<p>障がい児の支援体制について興味がある。学校卒業後に就労が難しい重度の障がい者の日中活動の場として、作業所等の整備が必要となると考える。市内の作業所に入れたくても、長島委員のおっしゃるとおり、この数年間で定員がいっぱいになってしまう。将来的に、どのような対策をするのか。</p>
新井会長	<p>卒業後の受け皿の問題は全国的な課題である。長期的、広域的な視点での議論が必要であると考え。</p>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
平尾副会長	<p>この委員会で、障がい者、障がい者の家族、障がい者団体、いろいろな方の意見が出てくることはとてもよいことである。佐川委員のおっしゃるとおり、団体に所属している障がい者の方は意見がいえるが、どこにも属さない方が多いことも事実。私は在宅医療をやっているので、引きこもりの相談を受けることが多い。北本市では3障がい者で2,600人を超える方が手帳を所持しているが、所持していない方でも困っている方が大勢いる。その困っている方たちをどこかに結び付けられる仕組みができればと考えている。</p> <p>在宅医療の一環で、アウトリーチ（訪問による対応）を行っている。自らは外に出られない方に、こちらから出向いて話を聴くだけでも、その方の不安の軽減ができる。外に出られる方は意見が言えるが、外に出られない方は意見が言えない。その意見が言えない方の声を反映できる仕組みがほしい。</p> <p>また、地域包括支援センターは、今回の計画には関わってくるのか。</p>
事務局	<p>地域包括支援センターは、介護保険の「要支援」の認定を受けた方に対する介護予防、ケアプランの作成等の支援が基本となるので、本計画には直接的には関わってこない。</p> <p>地域包括支援センターの障がい者版に近いものとして、相談支援事業がある。そこでもやはり、障がい者側からのアプローチがないと、関わりを持つのがなかなか難しいという点が課題である。</p> <p>(2) 策定スケジュール</p>
事務局	(資料に沿って説明)
新井会長	策定委員会については、全4回開催する予定とします。
事務局	<p>なお、補足として、計画策定においては、障害者総合支援法に「協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定されていることを受け、鴻巣地域自立支援協議会で意見を聴くことを計画している。鴻巣市と北本市とで策定の進捗状況に違いがあるため、鴻巣市は年内の協議会、北本市は年明けの協議会で意見を聴き、両市でも調和のとれたものにしていきたいと考える。</p>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	(3) アンケート調査票について  (資料に沿って説明)
新井会長	アンケート調査票の事務局案に対して修正等を希望する場合は、今月末日までに申し出てもらうこととしたい。
坂本委員	アンケート調査の対象者の抽出方法について、手帳ごとに手帳所持者の割合で無作為抽出することのようだが、身体障害者手帳については、全手帳中所持者が圧倒的に多いため、障害の部位別（視覚、聴覚等）で偏りが出てしまう恐れがある。障害の部位別に人数割で抽出してほしい。
事務局	埼玉県のカテゴリによる障害の部位別（視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体、内部）でよいか。
各委員	異議なし。
新井会長	それでは、アンケート調査の対象者の抽出方法については、身体障害者手帳については障害の部位別に分けたところから、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については所持者全体から、それぞれ無作為抽出とすることとする。事務局から抽出、発送をお願いする。
佐川委員	手帳を所持している以外の方の把握は困難だとのことだが、聴き取り調査等を可能な限りできないか。
事務局	手帳を所持している以外の方に対する聴き取り調査等は、その方たちの特定ができないため、やはり困難だと判断する。先ほど申し上げた鴻巣北本地域自立支援協議会の意見を聴くことのほか、計画案のパブリック・コメントの実施期間に、例えば北本市障がい者福祉団体連絡協議会として意見をいただく方法を考えている。
新井会長	民生委員や自治会による見守り活動からの把握も考えられると思うが、それぞれの職務での守秘義務等の制約があり、難しいと考えられる。事務局には、説明のとおりアンケート調査を進めてもらうこととする。次回は、第三期計画の実績、アンケート調査の集計結果を基に、第四期計画策定の方向性を審議していく。



発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>(4) その他 次回（北本市第四期障害福祉計画策定委員会（第2回））は、平成26年12月17日（水）午後2時から、委員会室2</p> <p>8 閉会</p>